

◎特定建設作業実施届出書について

特定建設作業実施届出書は、ブレーカー等の特に著しい騒音又は振動を発生させる機械を使用する作業を特定建設作業と定め、騒音規制法第14条第1項（第2項）、振動規制法第14条第1項（第2項）、和歌山県公害防止条例第36条第1項（第2項）の規定により、作業の開始日の7日前までに、御坊市に提出していただく書類になります。

提出書類	<p style="text-align: center;">特定建設作業実施届出書（提出部数：2部）</p> <p>◎添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場周辺の略図 2. 特定建設作業を行う現場の平面図、設計図面等 3. 工事工程表 4. 使用する重機のカタログ ※無い場合は、重機の写真（全体・出力の記載銘板部分）及び規模を別記すること。
------	---

特定建設作業に該当する作業の例示

特定建設作業	騒音	振動
くい打ち機、くい抜き機又はくい打くい抜き機	○	○
びょう打機を使用する作業	○	×
削岩機（ブレーカー）を使用する作業 ※1	○	○
ハンドブレーカーを使用する作業	○	×
空気圧縮機（定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業 ※2	○	×
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業	○	×
バックホウ（定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業	○	×
トラクターショベル（定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業	○	×
ブルドーザー（定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業	○	×
舗装版破碎機を使用する作業	×	○
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	×	○

※1 ハンドブレーカーは対象外とする。※2 電動機以外の原動機を用いるものであること。

特定建設作業に係る規制基準

基準値	騒音85dB/振動75dB
作業時間	午後7時～午前7時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

（注）基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値